

韓国知的財産ニュース 2017 年 3 月後期

(No. 339)

発行年月日：2017 年 4 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、3 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法一部改正法律案を公布 (2017. 3. 21)
- 1-2 商標法一部改正法律案を公布 (2017. 3. 21)
- 1-3 実用新案法一部改正法律を公布 (2017. 3. 21)
- 1-4 特許法一部改正法律を公布 (2017. 3. 23)
- 1-5 発明振興法一部改正案の立法予告 (2017. 3. 23)

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁と韓国女性発明協会、世界女性発明大会と女性発明品博覧会を開催 (2017. 3. 17)
- 2-2 韓国特許庁、2017 D2B デザインフェアを開催 (2017. 3. 20)
- 2-3 韓国特許庁と大田地方検察庁、業務協約を締結 (2017. 3. 22)
- 2-4 韓国特許庁、2017 年度の成果管理施行計画を確定 (2017. 3. 24)
- 2-5 韓国特許庁、企業とともに「青少年発明家」を養成 (2017. 3. 27)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 LG 電子、LTE 特許侵害 BLU に訴訟 (2017. 3. 29)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標ブローカーによる商標出願 2 年連続急減 (2017. 3. 31)

その他一般

- 5-1 韓国が 2016 年の国際デザイン出願分野で 3 位 (2017. 3. 22)
- 5-2 第 4 次産業革命による流通・ショッピング分野における革新技術の出願動向 (2017. 3. 24)

- 5-3 粒子状物質を感知する技術に関する特許出願が増加(2017.3.28)

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法一部改正法律案を公布

韓国特許庁(2017.3.21)

デザイン保護法の一部改正法律(法律第14686号)が2017年3月21日付で公布されましたので、お知らせします。

<改正理由>

デザイン創作者が市場の状況により、出願時期を柔軟に選択することで自己公知による登録拒絶を減らすなど、出願人の権利確保が有利になれるよう新規性を喪失した後、デザイン登録出願を申請できる期間を現行の6ヵ月以内から12ヵ月へと延長し、その主張時期も拒絶理由通知に関係なく、出願人が自由に主張できるようにし、優先権主張の証明書類に電子的に確認できる情報を含めることで国民の便宜を図ろうとする。

また、偽証罪、虚偽表示の罪、詐欺の行為の罪に対する罰金額を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規の基準である懲役1年当たり1千万ウォンの割合に調整し罰金刑を実現しようとする。

<主な内容>

- イ. 新規性の喪失後、公知例外を認められる期間を当該デザインが公知された日から12ヵ月以内にする。(第36条第1項)
- ロ. 新規性喪失の例外を主張できる時期を拒絶理由通知に対する意見書を提出する際にデザイン登録可否決定前までに変更する。(第36条第2項第2号)
- ハ. 優先権主張書類の認定範囲にその他出願を確認できる情報などを含めることとする。(第51条第4項)
- ニ. 偽証罪、虚偽表示の罪、詐欺の行為の罪などに対する罰金額を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規の基準である懲役1年当たり1千万ウォンの割合に調整する。(第221条第1項、第222条及び第223条)

<改正文>

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第36条第1項 本文中の「6ヵ月」を「12か月」に変更し、同条第2項各号の中、「いずれかを」を「いずれかの時期に」にし、同項の第2号を次のようにする。

2. 第62条によるデザイン登録拒絶決定、又は第62条によるデザイン登録決定（以下「デザイン登録可否決定」とする）の通知書が発送される前までに。この場合、証明できる書類は趣旨を書いた書面を提出した日から30日以内に提出する。ただ、デザイン登録可否決定前まで提出しなければならない。

第48条第4項第1号中の 「第62条によるデザイン登録拒絶決定、又は第65条によるデザイン登録決定（以下「デザイン登録可否決定」とする）の」を「デザイン登録可否決定の」にする。

第51条第4項中の 「最初に出願した国の政府が認める出願の年月日を書いた書面及び図面の謄本を」を「第1項の書類、又は第2項の書面を」とし、同項に但し書きを次のように設け、同項に各項を次のように設ける。

ただし、第2号の書面は産業通商資源部令で定める国のみ当該する。

1. 最初に出願した国の政府が認める書類であり、デザイン登録出願の年月日を書いた書面及び図面の謄本
2. 最初に出願した国のデザイン登録出願の出願番号及びその他出願が確認できる情報など産業通商資源部令で定める事項を書いた書面

第221条第1項中の「1千万ウォン」を「5千万ウォン」にする。

第222条中の「2千万ウォン」を「3千万ウォン」にする。

第223条中の「2千万ウォン」を「3千万ウォン」にする。

<附則>

第1条(施行日) この法律は公布された後、6ヵ月が経過した日より施行する

第2条(一般的適用例) 第36条、第48条第4項及び第51条第4項の改正規定はこの法律が施行された以降に出願されたデザイン登録出願から適用する。

1-2 商標法一部改正法律案を公布

韓国特許庁(2017.3.21)

商標法の一部改正法律(法律第14689号)が2017年3月21日付で公布されましたので、お知らせします。

<改正理由及び主な内容>

罰金額を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規の基準である懲役1年当たり1千万ウォンの割合に改正することで罰金刑を実現しようとする。

<改正文>

商標法の一部を次のように改正する。

第232条第1項中の「1千万ウォン」を「5千万ウォン」にする

第233条中の「2千万ウォン」を「3千万ウォン」にする

第234条中の「2千万ウォン」を「3千万ウォン」にする

<附則>

この法律は公布後6ヵ月が経過した日より施行する。

1-3 実用新案法一部改正法律を公布

韓国特許庁(2017.3.21)

実用新案法の一部改正法律(法律第14690号)が2017年3月21日付で公布されましたので、お知らせします。

<改正理由及び主な内容>

罰金額を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規の基準である懲役1年当たり1千万ウォンの割合に改正することで罰金刑を実現しようとする。

<改正文>

実用新案法の一部を次のように改正する。

第47条第1項中の「1千万ウォン」を「5千万ウォン」にする

第48条中の「2千万ウォン」を「3千万ウォン」にする

第49条中の「2千万ウォン」を「3千万ウォン」にする

<附則>

この法律は公布後6ヵ月が経過した日より施行する。

1-4 特許法一部改正法律を公布

韓国特許庁(2017.3.21.)

特許法の一部改正法律(法律第14691号)が2017年3月21日付で公布されましたので、お知らせします。

<改正理由と主な内容>

現行法上「特許出願」は「特許登録」と区分される概念であるにもかかわらず、一般消費者は特許出願された製品をまるで特許庁の審査を通過して特許を取った製品に誤解しかねないため、特許出願の表示をする場合は「審査中」ということを表示する。一方、特許表示や特許出願表示に当該特許番号、又は出願番号を共に表示し、消費者に特許に対する明確な提供を提供する。また、偽証罪、虚偽表示の罪、詐欺の行為の罪に対する罰金額を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規の基準である懲役1年当たり1千万ウォンの割合に改正することで罰金刑を実現しようとする。

1-5 発明振興法一部改正案の立法予告

韓国特許庁(2017. 3. 23.)

発明振興法の一部改正案の立法予告がなされましたので、お知らせいたします。

<改正理由>

改正発明振興法で施行令に委任した事項を規定し、公益弁理士による特許相談センターの業務範囲を拡大しようとする。

<主な内容>

イ. 産業財産権の統計や指標を調査・分析するための具体的な事項規定(案 第8条6の新設)

「発明振興法」で特許庁長が企画財政部長官に提出を求められる大統領令で定める資料を、産業財産権の輸出入による対価の支給及び受領に関する資料に具体化する。

ロ. 公益弁理士による特許相談センターの業務拡大(案 第9条の9)

公益弁理士による特許センターが行う業務に特許取消申請などに対する意見書及び訂正請求に関する書類作成の支援、商標権、又はデザイン権における権利範囲の確認審判に対する事項の代理業務などを追加する。

ハ. 優秀発明品のPRを支援するための具体的な手続きを設ける(案 第19条の3の新設)

発明品のPR支援を求める者は優秀発明品と公益性を立証できる書類を提出して申請し、特許庁長は公益性及びPR効果を考えて支援することにする。

<意見提出>

発明振興法の一部改正法律案に対し意見がある機関や団体、個人は2017年5月2日までに次の内容を書いた意見書を特許庁長(参照:産業財産政策課長)にご提出ください。また、立法予告案の全文は特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)をご参照ください。

さい。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見 (賛否可否とその理由)

ロ. 氏名 (法人・団体であれば、名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他

* 送り先

特許庁産業財産政策課：大田広域市 西区 庁舎路 1 8 9 政府大田庁舎 4 棟 (〒 3 5 2 0 8)

電話：(0 4 2) 4 8 1 - 8 1 8 0、ファックス：(0 4 2) 4 7 2 - 3 4 6 4

メール：nornja@korea.kr

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁と韓国女性発明協会、世界女性発明大会と女性発明品博覧会を開催 韓国特許庁(2017. 3. 17)

韓国特許庁と韓国女性発明協会は、「世界女性発明大会と女性発明品博覧会」を 6 月 8 日(木)から 11 日(日)まで、京畿道一山にある KINTEX の第 1 展示場 2 ホールにて開催する。

2008 年から開催され、今年で 10 回目を迎える「韓国の世界女性発明大会」は、全世界における女性らが出品したアイデア発明製品について審査を行い、受賞作を選定する。国際ネットワークの交流を奨励し、海外進出の機会を提供する世界規模の大会であり、今年も斬新なアイデアと新しい特許技術が競合するものと期待される。

大会の最終日である 11 日に行われる発明大会授賞式では、グランプリ、セミグランプリと金・銀・銅賞を選定し、未来創造科学部と特許庁等の政府機関及び関連機関長賞、世界知的所有権機関(WIPO)等の海外機関長賞、大学総長賞を特別賞として選定して授賞する。

「女性発明品博覧会」は、2001 年から開催され、今年で 17 回目を迎える韓国内最高の女性企業発明製品展示会として定着した。優秀な発明品であるにも関わらず販路の開拓が容易でない女性発明者と企業においては、一般消費者を始め国内外のバイヤーと直接会い製品の広報ができ、販売へと繋がる機会となる。

同イベント期間の間、積極的なブランド広報とビジネスマッチング、販路開拓を希望する女性発明家、企業のために、百貨店、大型マート、総合オンラインショッピングモール、ソーシャルコマース等の国内主要流通チャンネルの MD 及びバイヤーが参加する流通相談館も運営され、入店とオンラインマーケティング相談サービスも常時提供する予定である。

「韓国の世界女性発明大会」は、国内外の知的財産権(特許、実用新案、デザイン)として出願又は登録された権利を保有する 17 歳以上の女性であれば誰でも申請することができる。

発明大会と同時に開催される「韓国の女性発明品博覧会」は、女性が代表であるか又は役員として在職中である事業社又は女性発明者個人の優秀発明特許製品やアイデア商品であれば参加することができる。

参加を希望する女性は 5 月 9 日(火) までイベントホームページから申請することができる。今年からは早期申請期間(4 月 17 日)内に参加を確定する場合、ブース代の割引も受けられる。また、1 人創造企業や小商工人、障害者企業等であれば参加費を追加で割引が受けられる。

参加及び申請はイベントホームページ(www.kiwie.or.kr)からオンライン登録を行うか、又は申請書をダウンロードし作成した上、E-メール(kwia01@naver.com)にて申込みができる。

2-2 韓国特許庁、2017 D2B デザインフェアを開催

韓国特許庁(2017. 3. 20)

韓国特許庁と韓国貿易協会は、若いデザイナーにデザインを権利化、事業化する機会を提供し、国内の中小企業等に創意的なデザインを供給するための「2017 D2B (Design-to-Business)デザインフェア」を開催すると明らかにした。

今年で 12 回目を迎えるこの大会は、満 18 歳以上であれば誰でも個人、又ははチームでデザイン出品をすることができる。

参加を希望する個人又はチームは、大会ホームページ(www.d2bfair.or.kr)を通じて事前登録をした後、5 月 1 日から 6 月 9 日までデザインを出品することができる。

出品部門は「企業出題部門」と「自由出品部門」に分けられる。

企業出題部門は、大会に参加したデザイン専門企業と製造企業が課題を提示し、デザイナーが物品に対するデザインを出品する方式であり、自由出品部門は、デザイナーが自由に創案、又は改善したデザインを出品すると、事業性、創意性、審美性、現実性等に対する検討の過程を経て優秀作を選定する方式である。

出品された作品のうち、1次審査を通過した参加者は7月に開催されるD2Bサマースクール(D2B Summer School)に参加し、出品したデザインが権利として保護されるよう、知識財産制度及び出願要領、企業のメンタリング等の教育を受けることとなる。

創意性と事業性が優秀なデザインに対しては、2次審査を経て11月17日に最終受賞作を発表する。

授賞式は11月30日に行われる予定で、大賞1点(産業通商資源部長官賞、賞金500万ウォン)、金賞3点(特許庁長賞2、韓国貿易協会賞1、賞金300万ウォン)等を授賞する予定であり、受賞者に知識財産権の流通専門家がライセンスの契約過程を支援し、参加企業が生産する場合、契約に従いロイヤリティを支給する予定である。

特許庁のイ・チュンム産業財産人力課長は「自分のアイデアを権利化、事業化する経験を通じて若いデザイナーに創業及び企業の主要デザイナーとして成長できるよう、持続的に支援する計画」と述べた。

2-3 韓国特許庁と大田地方検察庁、業務協約を締結

韓国特許庁(2017. 3. 22)

近年、国内外の特許紛争が持続的に増加することによって、韓国特許庁と大田地方検察庁は、知的財産権侵害犯罪事件の対応能力を強化するために業務協力体系を構築した。両機関は、3月22日(水)に政府大田庁舎にて、チェ・ドンギョ特許庁長、アン・サンドン検事長、キム・ヨンホ特許審判長を始め、関連部署の実務者等約10名余りが参加した中で、業務協約を締結し、6つの協力課題を共同で推進することにした。

主な協力内容は、①特許権、実用新案権、デザイン権、商標権の紛争に対する審査・審判資料及び捜査開示情報の共有、②知的財産権捜査官の教育に必要な知識、情報、文献等関連資料の共有と捜査の専門性強化に向けて知的財産教育のインフラ構築、③オンライン上の知財権侵害等の新種犯罪に対応する協力体系の構築、④知的財産権紛争の迅

速な解決に向けて専門人材の支援等である。

今回の業務協力の締結によって、知的財産権侵害犯罪の処理がより早くなるものと見込まれる。大田地方検察庁が捜査開示の情報を特許審判院に通報すれば、特許審判院において審判事件を迅速に処理し、審査・審判資料等も提供することになる。

また、両機関は「新種侵害犯罪に対応する協力体系」を構築し、知的財産権の保護を強化する方針である。近年、ソーシャルコマースが活性化され販売方式と流通チャンネルが多角化しているが、これに伴う制度的保護装置は変化の速度に追いつくことができない状態である。そこでオンライン上の知的財産権侵害に積極的に対応することにした。

この他、「知的財産関連の知識・情報を共有し、教育インフラを構築」することで、両機関の専門性を高め、知的財産権紛争の迅速な解決に向けて「専門人材支援も拡大」する予定である。

知的財産権専門機関である特許庁と特許犯罪を重点的に扱う検察庁の大田地方検察庁が協力体系を構築することによって、知的財産の創出から保護まで一貫した専門的なサービスの提供ができるようになった。今後、両機関が持続的な諸般事項についての交流及び協力を強化してシナジー効果を極大する方針である。

2-4 韓国特許庁、2017年度の成果管理施行計画を確定

韓国特許庁(2017.3.24)

韓国特許庁は3月24日(金)に、ソウル事務所大会議室で特許庁内部評価委員会を開催する。今回の委員会では2017年度の特許庁成果管理施行計画について議論を行う。

最近、米国、日本などの主要先進国は、第4次産業革命時代に備えるために国レベルで知的財産政策を推進し、企業は、コア技術である人工機能(AI)、モノのインターネット(IoT)分野における知的財産確保のための競争を熾烈に展開している状況である。

このような世界的な動向に能動的に対応するため、去る1月に知財権主務省庁である特許庁は、「第4次産業革命に備えた国家知的財産競争力の強化」に重点を置いた今年の業務計画を樹立した。

今回開催される内部評価委員会では、同業務計画の具体的な内容と月別、四半期別の推進日程及び成果指標などを含む、「2017年度の成果管理施行計画」について議論

を行い、その内容を確定する。

成果管理施行計画の具体的な内容みると、特許庁は、今年の第4次産業革命時代の核心要素である「強く柔軟な知的財産制度」を問題なく構築し、「企業の知的財産競争力を強化」するために組織の能力に集中する計画である。

まず、第4次産業革命により発生する知的財産権 이슈を多角的に分析し、制度の改善策を積極的に検討する計画である。

また、韓国企業が世界市場において堂々と争い成長できるようにするため、人工知能・モノのインターネット等の融・複合技術を中心に、専門分野が異なる審査官との間で協議審査を活性化させるとともに、第4次産業革命の核心分野に対する「IP-R&D 連携戦略」を重点的に支援し、中小・中堅企業の新成長動力の発掘及び革新能力の強化及び「IP 経営支援団」が中小企業を直接訪問し隘路事項を常時発掘して支援するリアルタイムの現場密着方の支援体系を構築する予定である。

- IP-R&D 連携戦略：R&D 企画、研究遂行、成果管理等の全過程において特許情報を活用して R&D 効率性を高め、優秀特許の創出を支援する戦略
- IP 経営支援団：地域知識財産センター (RIPC) の特許・ブランド・デザイン専門コンサルタント 70 名余りで構成される中小企業支援組織

また、知的財産の経営認証企業数を 150 社まで拡大し、知的財産の保証・貸出・投資金融の連携支援額を 3,500 億ウォンに増額するとともに、企業職務発明の導入割合も 64.9%に上向調整して施行する計画である。

- 知的財産の経営認証企業数：(2016年) 53社→(2017年) 150社(累計)
- 知的財産の保証、貸出、投資金融の連携支援額：(2016年) 3,035億ウォン→(2017年) 3,500億ウォン
- 職務発明導入の割合：(2016年) 60.2%→(2017年) 64.9%

特許庁長は、「特許庁は、国民の創意的なアイデアが創業と職場に繋がる知的財産環境づくりのために持続的な努力をする計画である」と述べ、「今年是对内的に審査・審判官が業務に尽力できる環境を造成し、対外的には中小・中堅企業の知的財産競争力を強化

するための政策を積極的に実践していく計画である」と明らかにした。

2-5 韓国特許庁、企業とともに「青少年発明家」を養成

韓国特許庁(2017.3.27)

韓国特許庁は、企業の教育寄付を通じて青少年を創意的な発明人材として育成するために2017年YIP(Young Inventors Program、青少年発明家プログラム)の参加者を5月12日まで募集すると明らかにした。

今年で9回目を迎えるYIPは、企業が出題した課題に対し、青少年が問題解決のために発明アイデアを出し、そのアイデアは、知的財産教育及び特許コンサルティングにより具体化され、特許等の知的財産として創出できるよう支援する教育プログラムである。

今年、錦湖電機、DAYOU-WINIA、MORNINGGLORY、AMOREPACIFIC、SPOLYTECH、LG DISPLAY、LG化学、UIK KOREA、KGC 人蔘公社、POSCO、韓国情報通信、HUROM等12企業が参加し、未来の優秀発明人材養成のための教育寄付及び技術相談を積極的に支援する。

参加対象は中・高校の在学学生及び青少年で、学生2～3名と指導教員1名がチームを構成しアイデアを提出すると、審査を経て70チームが参加チームとして選抜される。

選抜された学生は、オンライン教育、知的財産教育キャンプ、参加企業の見学及び弁理士が直接訪問して行う特許コンサルティング等、約5～6カ月間に進行される教育を通じアイデアの改善と特許出願の支援を受け、創意力と起業家精神等の能力を育てることができる。

特許庁産業財産人材課のイ・チュンム課長は、「対内外において苦しい経済環境の中、企業が積極的に教育寄付をしてくださったお蔭で、青少年達が未来の発明家として成長できる機会が与えられ励みとなる。これを活用して青少年達が知的財産能力と問題解決能力を育てることができることを期待する」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LG電子、LTE特許侵害BLUに訴訟

デジタルタイムズ(2017.3.29.)

韓国の LG 電子が米スマートフォンメーカー BLU 社を相手取り特許侵害で提訴した。LG 電子が携帯電話に関する特許訴訟を起こすのは今回が初めてだ。

LG 電子は 28 日、米国際貿易委員会 (ITC) に BLU 社のスマートフォン販売差し止めを要請し、米デラウェア地方裁判所に特許侵害損害賠償訴訟を起こしたと発表した。BLU 社が LG 電子の LTE 標準特許 5 件を侵害したというのが今回の訴訟の骨子だ。

BLU 社は、昨年米国でスマートフォンおよそ 520 万台を販売した、米 6 位のスマートフォンメーカーだ。LG 電子は昨年から BLU 社に 4 回、特許侵害警告状を発送したが、BLU 社は一回も応じなかった。LG 電子によると、今回、訴訟を起こした背景には、LG 電子の独自技術を積極的に保護し、競合会社による不正な使用に厳格に対応するという狙いがある。

今回の訴訟に対する予備判決は来年の上半期に、最終判決は下半期に下される見通しだ。

LG 電子は、世界最高レベルの LTE 標準特許を持っている。昨年、米特許分析機関である TechIPM は米特許庁に出願された LTE や LTE-A の標準特許を分析した結果、LG 電子が最も多く特許を持っており、2012 年から 5 年連続世界 1 位となっていると発表した。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 商標ブローカーによる商標出願 2 年連続急減

電子新聞(2017. 3. 31)

特許庁によると、この 2 年間 (2015 ~ 2016) 商標ブローカーによる商標出願が急減していることが分かった。2013 年 (7, 264 件) にピークに達したが、2015 年 (348 件) から昨年 (247 件) まで件数が大幅に減っている。

商標ブローカーは、商標を登録した後、零細商人に商標権侵害を理由に警告状を発送したり商標の使用禁止を要求している。零細商人と新規起業家に示談金や使用料を要求し、それによる被害が少なくなかった。

こうした問題を解決するために特許庁は、

- ①使用計画書を求める「使用意思確認制度」
 - ②指定商品を過剰に指定する際に手数料を追加する「手数料加算制」
 - ③特殊関係者が無断で登録した商標の使用制限規定
- などを導入し、商標の使用意思がなく、商標の先取りとなるような目的の出願を防止した。

また、先使用权の拡大、未使用商標の取消審判請求を可能にし、請求人の範囲を拡大するなど商標法を改正した。これで商標ブローカーが未登録商標を先に登録し、示談金を要求する行為を遮った。

特許庁は「商標ブローカーによる被害申告ホームページ」を運営する。被害申告を受けて商標ブローカーと疑われる出願情報を共有し、審査官による直権調査をするなど、厳しく審査する。これにより不正な目的と疑われる出願登録は拒絶するなど、商標ブローカーの管理に力を入れている。

特許庁は出願及び紛争をめぐる事例を分析することで、商標ブローカーのモニタリングや情報管理、商標ブローカーの撲滅に努める方針だ。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「商標ブローカーは健全な商標使用の秩序を乱し、海外の著名商標を模倣して国家イメージを低下しかねない」とし「商標ブローカーの商標権乱用を防ぐために力を注ぎたい」と述べた。

その他一般

5-1 韓国が2016年の国際デザイン出願分野で3位

韓国特許庁(2017.3.22)

韓国特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)で発表した「2016年ハーグシステムを通じた国際デザイン出願分野」において、韓国が1,882件の出願を行い全世界で3位を記録したと明らかにした。これは、2015年に1,282件の出願でフランスに続き4位であったのに比べると46.8%増加した件数である。

具体的には、ドイツが3,917件を記録して2015年に続き2016年も1位を占め、スイスが2,555件で2位となった。その後につき韓国が1,882件で3位を記録し、米国とオランダが各々1,410件と1,317件で4位と5位を占め、日本は860件で8位にとどまった。

また、企業別の順位では、オランダの家具会社である Fonkel が953件で1位を占め、サムスン電子と LG 電子が各々862件と728件を記録し2位と3位を占めた。2015年に1位を記録したサムスン電子は前年対比23.9%が減って2位を占め、2015年に全体10位圏内にも入れなかった LG 電子は積極的に国際デザイン出願を利用し728件の出願を行い3位を記録した。

韓国が短期間内に国際デザイン出願において世界3位を記録した理由は、国内における大企業が費用と管理側面において有利なハーグシステムのメリットについて理解し、これを適切に活用したからであると分析される。

ハーグシステムを利用すれば、国別の出願代理人を指定する必要がなく、英語など一つの言語で全ての手続の取ることができ、登録されたデザイン権利関係の変動も一括的に処理することができる。また、特許の国際出願である PCT と比べ、指定国の国内段階進入時に出願料を追加で納付する必要もなく、商標の国際出願制度であるマドリッド制度とは違い、基礎出願なしで国内段階と国際段階を同時に進めることができ効果的である。

ハーグシステムは、これまで新規性等の登録要件に対する審査がないヨーロッパ諸国を中心に運営されたが、2014年7月に、審査主義国としては韓国が初めて加入して以来、2015年に米国と日本が相次ぎ加入したことにより利用の幅が大きく増加している。2016年は全体出願件数が1万8,716件となり前年対比13.9%の増加となる等、過去2年間27.7%の成長率を見せている。

韓国特許庁の商標デザイン審査局長は、「ハーグシステムが導入されて3年も立たない時点において、韓国が世界3位を占めたのは大きな意味がある」と述べ、「大企業だけでなく中小・中堅企業も国際デザイン出願制度を多く活用できるよう輸出中心の企業を対象にオーダーメイド型の広報に注力したい」と述べた。

5-2 第4次産業革命による流通・ショッピング分野における革新技術の出願動向

韓国特許庁(2017.3.24)

スイスで開かれるダボス会議 WWF(The Future of Jobs, 2016)は、第4次産業革命の主な技術変化の動因として人工知能 (AI) やモノのインターネット (IoT)、ビッグデータ (Big Data)、仮想現実 (Virtual Reality) などを提示している。

特許庁によると、この分野における革新技術の特許がこの5年間 (2012~2016)、着実に出願されたことが分かった。

5つの革新技術の出願件数は全体で7,881件であり、拡張現実3,354件 (42.6%)、人工知能1,621件 (20.6%)、ビッグデータ1,236件 (15.7%)、モノのインターネット1,069件 (13.6%)、仮想現実601件 (7.6%) の順で出願された。

各々の革新技術を適用した分野の中で、流通・ショッピングの場合、全体で185件が出願されたことが分かった。出願件数は拡張現実86件 (4.8%)、ビッグデータ53件 (11.1%)、モノのインターネット27件 (3.2%)、仮想現実14件 (2.3%)、人工知能5件 (1.6%) の順で出願されたことが分かった。

出願人別では大学 (産学協力団)、大企業、中小企業、研究所、個人の順で出願しており、大学の産学協力団と大企業がこの分野の技術をリードしていることが分かった。

知能情報化による消費者行動を予測することで、自動購買や商品推薦が可能な「無努力 (Zero-Effort) ショッピング、モノが自動的に流通・ショッピングの機能を果たす「モノチャンネル (Thing Channel)」の登場に伴い、売り場を訪問せずに流通・ショッピングの体験や経験が可能なVR/ARなどのスマートな流通ショッピングモールが浮上している。

(無努力ショッピング) アマゾン、イーベイなどを中心にAI、ビッグデータなどに積極的に投資し「人工知能ショッピング秘書」を商用化し、AIとIoT技術を基にモノが人間を介さず、製品を自動的に注文する様々な家電製品の商用化。

(モノチャンネル) AI、IoTの技術を基にプリンターがトナーの残量を検知し、自動的に新しいトナーを注文 (サムスン、アマゾン) する。水筒がフィルターを通過する水の総量を測定し、適正な時点でフィルターを自動的に注文する (Brita)。

発明の抄録を分析したところ、人工知能、モノのインターネット、仮想及び拡張現実

(AR/VR) など第4次産業革命の技術が発展するにつれ、産業間の境界破壊と技術間のコンバージェンスが進んでおり、

特に、価値創出の主な源泉が商品やサービスを、直接かつ単純な対面取引の方式から脱し、消費者のニーズ (Needs) が直ちに生産に反映される、生産・消費価値の欲求に対する知識や情報へと急速に転換していることが明らかになった。

特許庁の金ミンヒ情報顧客支援局長は、「第4次産業革命時代の流通とショッピングはこれまでとは全く違う新たな形態や方式で進む見通しだ。

こうしたグローバルな流通・ショッピングの革新が進み、関連業界では新技術に対する果敢な投資など積極的な対応が求められ、特許庁も今後、革新技術が適用される様々な分野の特許出願動向を先制的に収集・分析して関連情報を提供したい」と述べた。

5-3 粒子状物質を感知する技術に関する特許出願が増加している

韓国特許庁(2017. 3. 28)

特許庁は粒子状物質が2013年世界保健機関で1級発がん物質に指定された後、この3年間(2014~2016)粒子状物質を感知する技術の特許出願が急増したと述べた。

韓国でも2014年から粒子状物質予報を始め、粒子状物質に対する国民の関心が高まり、粒子状物質を減らすための努力をしている。しかし依然として韓国の粒子状物質の濃度はロスやロンドン、東京など他のOECD加盟国の主要都市より高くなっている。

粒子状物質を感知する分野における過去10年間の特許出願件数は172件となっており、そのうち粒子状物質に対する関心が高まったこの3年間以内の出願件数が122件と70%を占めている。2014年以前には年平均出願件数は約7件あったが、2014年以後は約40件と5倍以上増加した。2014年以後出願も増加傾向にある。

この3年間の出願の多くは国内出願であり、出願人別で見れば企業(24%)の割合が最も高くなっており、次いで大学・研究所(29%)、個人(19%)、公共機関(6%)の順である。全体的に企業や研究所を中心に製品開発及び技術開発が盛んに行われていることが分かる。

特許庁の計測分析審査チーム長は「粒子状物質に対する関心や心配が高まり、リアル

タイムで測定できる携帯用測定器の需要が増えている。しかし、まだ携帯用小型測定器は正確性が劣るため、研究開発を通して信頼度の高い測定センサーの開発が求められる」と強調した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム